

令和1年6月28日

平成30年度中にひよこプリスクールを  
利用していた保護者各位

ひよこプリスクール 園長今井伸江

#### 平成30年度における施設型給付費等の法定代理受領のお知らせ

平素より、ひよこプリスクールの運営に関し、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成27年4月から新しい子ども・子育て支援の制度が始まり、就学前の教育・保育を保障するため、認定こども園、保育所、幼稚園といった施設等を利用した場合に、共通の仕組みで給付（「施設型給付費等」といいます。）を受けられる制度が創設されました。

この給付の制度は、個人への給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、お住まいの市町村から利用する施設等に対して直接支払が行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます。）。

この施設型給付費等を法定代理受領により施設等が受領したときは、施設等はその額について各保護者の皆さんにお知らせしなければならないこととなっています。

つきましては、平成30年度にひよこプリスクールが提供した教育・保育等に要した費用について法定代理受領した『施設型給付費等の額』は、認定区分、保育必要量、お子さんの年齢、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して国が定める基準により算定した費用の額である『公定価格』<sup>(※1)</sup>から、保護者の皆さんに各月お支払いいただいた『利用者負担額（保育料）』を差し引いた額となることをお知らせします。

(※1) 別紙「平成30年度の公定価格の額について」（高崎市からの通知）をご覧ください。

- このお知らせは、あくまでも〔平成30年度〕の実績をお知らせするものであり、これにより追加の給付や利用者負担額（保育料）の支払等が発生するものではありません。
- 具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、ひよこプリスクールまたは高崎市役所（担当：福祉部保育課（下記連絡先参照））までお問い合わせください。

〔高崎市役所（福祉部保育課）連絡先〕

電話：027-321-1246（課直通）、MAIL：hoiku@city.takasaki.gunma.jp

幼保連携型認定こども園  
ひよこブリスクール 設置者 様

高崎市長 富岡賢治



平成30年度の公定価格の額について

貴施設（事業）の平成30年度各月における1人当たり公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。この内容により、平成30年度に貴施設（事業）を利用した支給認定保護者に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いします。

（※1） 子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

認定区分	年齢区分	平成30年度 各月における1人当たり公定価格の額（※2）												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども （1号認定子ども）	満3歳児	248,290	295,570	295,570	294,550	294,550	294,550	294,550	294,550	294,550	294,550	294,550	297,770	
	3歳児	248,290	245,740	245,740	244,720	244,720	244,720	244,720	244,720	244,720	244,720	244,720	247,940	
	4歳以上児	231,690	229,140	229,140	228,120	228,120	228,120	228,120	228,120	228,120	228,120	228,120	231,340	
保育認定子ども （2・3号認定子ども）	0歳児	標準時間	199,980	199,930	199,870	199,850	199,810	199,730	199,680	199,680	199,660	199,660	199,660	201,120
		短時間	194,380	194,330	194,270	194,250	194,210	194,130	194,080	194,080	194,060	194,060	194,060	195,520
	1・2歳児	標準時間	118,470	118,420	118,360	118,340	118,300	118,220	118,170	118,170	118,150	118,150	118,150	119,610
		短時間	112,870	112,820	112,760	112,740	112,700	112,620	112,570	112,570	112,550	112,550	112,550	114,010
	3歳児	標準時間	65,990	65,940	65,880	65,860	65,820	65,740	65,690	65,690	65,670	65,670	65,670	67,130
		短時間	60,390	60,340	60,280	60,260	60,220	60,140	60,090	60,090	60,070	60,070	60,070	61,530
	4歳以上児	標準時間	50,010	49,960	49,900	49,880	49,840	49,760	49,710	49,710	49,690	49,690	49,690	51,150
		短時間	44,410	44,360	44,300	44,280	44,240	44,160	44,110	44,110	44,090	44,090	44,090	45,550

- （※2）
- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
  - 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合にあっては、当該額を日割計算した額となります。
  - 施設が代理受領した施設型給付費等の額は、この額から各支給認定保護者が負担した利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。